

建設業許可（申請・変更）の手引～平成31年度第2版の主な変更点

ページ	箇所	31年度版（旧）	31年度第2版（新）
全体	文字色 記載例等のレイアウト	強調表示が赤字	強調表示を青字に変更 手引全体にわたり、各様式の記載例等で、コメントやレイアウトをわかりやすく修正
表紙 はじめに	大臣許可に関する経由事務の廃止について	—	令和2年4月1日より、都道府県経由事務が廃止される旨について記載
P9 P19 P54～56 P74～75	・欠格要件等 ・必要書類等 ・登記されていないことの証明書	—	欠格要件を法改正内容へ修正し、成年被後見人等を役員とする時の必要書類として「登記されていないことの証明書」の代わりに「医師の診断書」が必要である旨を追記
P11 P33 P39 P40 P45	・誠実性 ・経管略歴書 ・12号調書 ・13号調書 ・営業の沿革	—	誠実性について、建設業法を初めとした他の法律（建築士法、宅地建物取引業法等）についても対象である旨を表示し、各調書の賞罰の記載例に追記
P20	（注5） 定款について	—	設立当初の定款を提出する場合には、原本に相違ない旨に代わり、『公証役場の証』の写しを添付することも可である旨を記載
P28	工事経歴書について	—	外国が工事現場である時の書き方について追加
P47 P48 P83 P87	業務内容の確認資料の表記	—	請求書等において入金確認資料（原本提示）が必要である場合について記載
P65	登録基幹技能者について	—	国交省の通達に基づき、新たに「登録土工基幹技能者」「登録ALC基幹技能者」を追加
P68	解体工事業にかかる経営経験の要件について	—	旧とび・土工の経営経験と、解体工事の経営経験が、合算で5年以上について追記
P70	解体工事業の技術者の資格等	解体工事施工技士の資格確認は「登録証・資格証」で行う	解体工事施工技士の確認資料に「合格証」を追加